

## 神戸市分野特化型インキュベーション事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、分野特化型のインキュベーション事業を市内で運営する事業者に対して 補助金を交付することに関し、 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップとは、革新的なアイデアとテクノロジーを駆使し、日本全体およびグローバルへ急速に拡張できる新しい形態のサービスやビジネスを主な事業として展開する法人・個人、またはその展開をめざす者をいう。
- (2) 分野特化型のインキュベーション事業とは、特定のテーマや分野に特化した支援ができるもの（以下「インキュベーションマネージャー」という。）を活用し、スタートアップ等の創業支援や成長支援を行う事業をいう。

### (補助事業)

第3条 補助事業は、「分野特化型インキュベーション事業」の補助事業者選定委員会において、採択された事業で、採択日以降に新たに神戸市内で実施し、3年以上の実施計画を有する事業とする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、「分野特化型インキュベーション事業」の事業者選定委員会において、採択された事業を実施する者とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業の運営のために直接的に要するもののうち、公租公課、消費税及び地方消費税を除き、別表1に掲げる経費で、市長が必要かつ適当と認める経費とする。ただし補助事業者の関係会社からの調達経費は対象外とする。

2 第1項に定める経費のうち、補助事業の目的達成に必要な経費と市長が別に認めた場合はこの限りではない。

3 補助対象経費は補助事業を開始した日の属する月から36か月の間に要する経費に限るものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2第1項のとおりとする。

2 補助事業にかかる企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金を受領したときは、これを

加えて補助金を交付する。この場合の交付金額の算定方法は、別表2第2項のとおりとする。

(事業年度)

第7条 本事業でいう事業年度は、市の会計年度である4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業に着手する前に次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助事業に係る事業計画書、経費説明書
- (3) 補助事業に係る収支予算書

2 補助事業者は、補助期間が複数事業年度に渡る場合の2年目以降の申請について、第12条各号に掲げる書類を市長に提出後、当該事業年度の開始から2週間以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の調査等により補助金等の交付を不交付と認めるときは、速やかに補助金交付不交付決定通知書(様式3号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の開始又は終了の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業者選定委員会において採択された日から6か月の間に補助事業を開始しなければならない。ただし、特別な事情があるものとして、市長が認めた場合はその限りではない。

2 補助事業者は補助事業を開始又は完了したとき、補助事業開始(完了)届(様式第4号)によりその旨を市長宛てに届け出なければならない。

(補助対象事業の変更又は中止等)

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式5号)を、同第2号に掲げる承認を受け

ようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、その変更等が生じると判明してから遅滞なく、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助対象事業にかかる企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金を受領したときは、第6条第2項に基づき交付金額の算定を行い、算定後の交付金額を、補助金交付決定変更通知書（様式第7-2号）により通知するものとする。

#### （実績報告）

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助対象事業の実績を報告しようとするときは、事業完了後30日以内、又は第9条の交付決定にかかる翌事業年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象事業の実施状況がわかる書類および経費説明書
- (3) 補助対象事業に係る収支予算書

#### （是正命令等）

第13条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

#### （交付金額の確定）

第14条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付金額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付金額が、交付決定における交付予定額（第11条第2項又は第3項の規定により変更された場合にあつては、変更後の金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

#### （補助金の交付）

第15条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第11号）により補助金を交付する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、概算払することができる。補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第11-2号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求が適当であると認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。

3 概算払の額は、交付決定額の2分の1以内とする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、補助金規則第10条又は第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(施行細則の委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和4年3月18日から施行する。
2. 改定後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

経費区分	内容
人件費	補助事業に直接従事するインキュベーションマネージャー等に対して支払われる給与。但し支払実績が確認できるものに限る。
旅費	補助事業に直接従事するインキュベーションマネージャー等の神戸拠点訪問時の往復旅費。但し主な活動拠点（または本社）から神戸拠点間の経費を上限とし、支払い実績が確認できるものに限る。
広告宣伝費	補助事業を不特定多数に対して広報する上で必要な経費
専門家報酬	補助事業の目的達成のため外部専門家に支払われる経費
催事開催費	補助事業の目的達成のために開催するイベント等の開催経費
拠点利用料	補助事業を実施する上で必要となる神戸市内の拠点や施設の利用料のうち、補助事業者が支払うもので、当該拠点を直接的にスタートアップ等が集まる拠点として活用する場合に限る。（補助事業者の事務スペースとしてのみ利用する場合、事務スペース専有部分が区分されている場合は対象外。）また、入会費等の初回のみ発生する費用は除く。

別表 2 (第 6 条関係)

第 1 項

補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額とし、各会計年度において 1, 0 0 0 万円を上限とする。また、補助期間通算においては 3, 0 0 0 万円を上限とする。

※月の途中から事業を開始した場合は、事業を開始した日の属する月を 1 か月目とする。

※一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 2 項

下記 (a) (b) を合計した金額とする。ただし、(a) (b) の合計が (ア) 補助対象経費の合計を超える場合または (イ) 2, 0 0 0 万円を超える場合においては、(ア) (イ) のいずれか低い額を上限に、予算の範囲で交付するものとする。

(a) 企業版ふるさと納税による寄附金の全額

(b) 第 1 項の算定方法により算定した額

※一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。